



木造住宅の耐震診断・耐震改修を補助します！

【問い合わせ先】川俣町役場 建設水道課 建設係（内線 1602）

川俣町では福島県木造住宅耐震化支援事業を活用し、昭和 56 年（1981 年）5 月 31 日以前の旧耐震基準により建設された木造住宅の耐震診断・耐震改修に対する補助を行います。

木造住宅耐震診断者を派遣します

町内に住宅を所有し耐震診断を希望する方へ、川俣町が委託した建築士を派遣し、耐震診断を行います。

■対象となる木造住宅 昭和 56 年（1981 年）5 月 31 日以前に着工された戸建て住宅で、所有者が自ら居住する専用住宅又は併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 以上のもの）であるもの※その他要件あり

■費用負担 住宅の面積により、以下の費用を個人の方に負担していただきます。

6,000 円～9,000 円

■募集戸数 2 戸（窓口受付順）

■受付期間 6 月 3 日(月)～11 月 29 日(金)



木造住宅耐震改修を行う方に対して補助します

木造住宅の耐震改修等を希望する方に対し、川俣町が一部助成します。

■対象となる木造住宅

・昭和 56 年（1981 年）5 月 31 日以前に着工された戸建て住宅で、所有者が自ら居住する専用住宅 又は 併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 以上のもの）であるもの

・耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たしていないもの※その他要件あり

■助成金額 一般耐震改修工事に要する費用の 2 分の 1 以内の額で最大 100 万円

簡易耐震改修工事に要する費用の 2 分の 1 以内の額で最大 60 万円

部分耐震改修工事に要する費用の 2 分の 1 以内の額で最大 60 万円

■募集戸数 1 戸（窓口受付順）

■受付期間 6 月 3 日(月)～11 月 29 日(金)

詳しくは標記お問合せ先までお問い合わせください。



水道メーター交換の事前調査のお知らせ

問 建設水道課 水道室（内線 1604）

町では、有効期限が満了するメーターを無料で交換します。交換前に、町で委託した業者が各家庭を訪問し、メーターの設置状況を調査しますので、メーター周辺の整理等のご協力をお願いします。

■調査期間 6 月 1 日(土)～6 月 30 日(日)

※委託業者は調査の際に腕章をしております。なお、屋外での作業となりますので、ご不在の場合でも調査させていただきます※実際の交換作業は 9 月～11 月頃までを予定しています。



ブロック塀等の改修希望者募集

問 建設水道課 建設係（内線 1602）

町では、一般の方が通行する道路に面し、道路面からの高さが 80 センチメートルを超えるブロック塀等※を撤去（一部撤去も含む）、補強工事、造り替え工事を行う場合にその費用の一部を補助します。

■募集期間 6 月 3 日(月)～11 月 29 日(金)

■募集件数 10 件（窓口受付順）

■補助率 補助対象経費の 3 分の 2
（補助金上限額 10 万円 / 件）

・税、その他使用料等の未納がないこと。

※ブロック塀等とはコンクリートブロック造の塀、レンガ造の塀、石造の塀及びその他の組積造の塀（基礎を含む）をいう。



暮らし

歯科口腔健康診査を実施します

問 福島県後期高齢者医療広域連合 (Tel 024-563-3308)

後期高齢者医療被保険者の歯科健康保持及び疾病予防などのため、歯科口腔健康診査を実施しています。

■対象者

- ①昭和18年4月1日から昭和19年3月31日までに生まれた方（今年度中に75歳に達した方）
- ②昭和23年4月1日から昭和24年3月31日までに生まれた方（今年度中に80歳に達した方）

■健診期間 6月1日(土)から11月30日(土)まで

■健診費用 無料

※健診対象者には5月下旬頃に案内状と受診券（受診される歯科医院へご提示ください）を送付しています。

※歯科口腔健康診査が無料で受診できるのは1回となります。

適正受診にご協力をお願いします

問 保健福祉課 国保年金係 (内線 1406)

○はしご受診はしない 同じ病気で複数の医療機関を受診してしまうと、医療費を増やしてしまうだけでなく、身体にも悪影響を与えてしまう心配があります。他の医療機関を受診する点では似ていますが、主治医以外の医師の意見をきくセカンドオピニオンとは異なります。セカンドオピニオンでは、同じ検査や投薬が繰り返されることはありません。

○夜間・休日診療は割高 診療時間外を受診には一定額の加算があります。やむを得ないときを除き、控えましょう（子どもの体調で心配なことがあったら、小児救急電話相談「#8000」へ）。

○かかりつけ医を持つ 病気やけがをしたら、まずはかかりつけ医に相談を。安易に大病院を受診すると、初診時に特別の料金が加算されます。

○お薬手帳は1人1冊 お薬手帳で、副作用・飲み合わせ・同じ効能の薬が重複して処方されていないかのチェックができます。また、お薬手帳を同じ薬局に3か月以内に再来局でもっていくと料金が安くなります。

デジタル環境アンケート調査実施中

問 政策推進課 デジタル推進室 (内線 2407)

町では、10歳以上の全ての町民の皆様を対象としたデジタル環境に関するアンケート調査を行っています。回答は、次のQRコード又はURL、もしくは各地区公民館等にあるアンケート調査用紙で行うことができますので、多くの町民の皆様のご協力をお願いいたします。

URL : <https://logoform.jp/f/9KQ2P>



町営住宅入居者を募集します

問 建設水道課 管理係 (内線 1603)

■募集期間 6月3日(月)～6月17日(月)

■受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(閉庁日を除く)

■対象住宅と戸数

- ①飯坂団地（飯坂字北古堂道内）2戸
 - ②小綱木団地（小綱木字反田）2戸
 - ③壁沢団地1号棟（字壁沢）15戸（1・3～5階）
 - ④壁沢住宅2号棟（字壁沢）14戸（1～5階）
 - ⑤ふもとがわ団地1号棟（大字鶴沢字笛田）10戸（2～5階）
 - ⑥ふもとがわ団地2号棟（大字鶴沢字笛田）9戸（2～5階）
 - ⑦賤ノ田団地（字賤ノ田）9戸（2～5階）
 - ⑧新中町団地（字新中町、字川原田）4戸（2戸1棟建てタイプ）
- ※壁沢住宅2号棟については、UIターン者等の入居要件緩和措置があります。詳しくは標記担当係までご相談ください。

※新中町団地については、特定帰還者等の入居要件緩和措置があります。詳しくは標記担当係までご相談ください。

■間取り・設備 各団地で若干異なりますので、問い合わせください。

■入居条件

- ①現に住宅に困窮している方。
- ②税、その他の使用料等の未納がないこと。
- ③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者等も含む。
- ④単身入居の資格が認められる者は満60歳以上。（60歳未満の場合は別途条件が必要となりますので、問い合わせください）。
- ⑤収入基準は、所得月額158,000円以下であること（収入のある方全員）です。ただし、裁量世帯（入居者が障害者等）の場合は214,000円以下となります。
- ⑥入居決定時に、1名の連帯保証人に引受承諾が得られること。
- ⑦入居者が暴力団員でないこと。

■家賃 入居者の所得や団地ごとに異なります（別途、共益費等がかかります）。

■駐車場 原則1戸に1台（家賃とは別に使用料あり。一部の住宅は駐車場無し）

※新中町団地については、入居者名義2台まで

■受付場所・問い合わせ 標記担当までお問い合わせください。

